

聖籠町議会告示第1号

聖籠町議会全員協議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月26日

聖籠町議会議長 須 貝 龍 夫

聖籠町議会全員協議会規程の一部を改正する告示

聖籠町議会全員協議会規程（平成20年聖籠町議会告示第2号）の一部を次のように改める。

第9条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に、「及び農業委員会の会長」を「、農業委員会の会長及び監査委員」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。